

◆鳥栖税務相談所～個人事業者の確定申告をお手伝い～

【確定申告期限】

令和1年分所得税確定申告期限：令和2年3月16日(月)

令和1年分消費税確定申告期限：令和2年3月31日(火)

【鳥栖税務相談所】

ご入会にあたり～個人事業者の方が、低廉で税務に関するサービスが受けられる機関です。ご入会の手続きは当所にご連絡ください。入会に際し、面談にて記帳状況等の確認をさせていただきます。

会費等：会費は年会費制です。所得金額、当所の事務負担等により料金は変動します。

- ・正会員(記帳・帳簿作成がある程度までご自身でできる方) 年額26,400円(税込)～
- ・別途手数料 従業員等給与に係る源泉事務手数料 550円(税込)/人×人数
消費税申告手数料 11,000円(税込)～

◆佐賀働き方改革推進支援センター～企業訪問支援～

「佐賀働き方改革推進支援センター」は、佐賀労働局が「佐賀県社会保険労務士会」に委託している中小企業・小規模事業者の「働き方改革」の実現をワンストップ・すべて無料でサポートする支援機関です。専門家(社会保険労務士)が1企業当たり5回まで訪問いたします。働き方改革関連法の大きな3つのポイントは次の通りです。

1. 時間外労働の上限規制 2. 年次有給休暇の取得義務 3. 不合理な待遇差の禁止

1の支援後の効果例：作業マニュアル等の作成により業務の支援体制を確立し、併せて、助成金の活用により作業能率を向上に役立つ設備を導入した結果、時間外労働の削減を実現した。

センター 電話：0120-610-464(フリーダイヤル)

メール：s-k a i k a k u @ s a g a - h a t a r a k i k a t a . c o m

鳥栖商工会議所でも毎月第一木曜日に相談日を設けています。是非、ご活用ください。

◇2月の無料相談日のご案内*予約制ですので、ご希望の方は事前に、ご連絡下さい。

税務相談	2月 5日(水)・19日(水) 派遣税理士(松永税理士)
金融相談	2月 7日(金) 日本政策金融公庫国民生活事業 2月19日(水) 佐賀県信用保証協会
法律相談	2月14日(金) 行政書士会、2月21日(金) 司法書士会 2月28日(金) 県弁護士会
労働相談	2月 6日(木) 働き方改革推進支援センター
事業承継相談	3月26日(木) 佐賀県事業引継ぎ支援センター

※事業承継相談は、奇数月の第4木曜日に開催します。